

## 【添付資料 6】

# Q & A

- Q 1 :** 週 1 回のレッスンで簡単な高齢者体操を指導しています。このレッスンに「スローエアロビック」を取り入れたいと思います。支援の対象になりますか？
- A 1 :** 謝金をいただいている教室やレッスンに「スローエアロビック」のプログラムを取り入れても支援対象になりませんが、ぜひ、対象者に合わせて積極的に導入を図ってください。  
ボランティアや新規に参加者を募集し、別枠で体験レッスンや教室を開催する場合は支援対象となります。
- Q 2 :** カルチャースクール（読書クラブ）の参加者を対象に指導を頼まれました。時間は 10 分ですが、支援対象になりませんか？
- A 2 :** 対象となります。指導謝金は交通費込みで 3,000 円です。
- Q 3 :** 県や他の団体から運動指導者対象の研修会を頼まれました。支援対象となりますか？
- A 3 :** 県や他の団体から謝金が支払われる場合は対象外ですが、資料等の提供は可能です。また支払われない場合は支援金の対象となります。
- Q 4 :** 普及員養成の講習会や研修会で 15 万円以上の経費がかかってしまいそうです。他の事業の予定がないので、経費全額をカバーしてもらえませんか？
- A 4 :** 支援額は 15 万円までとなります。参加料等でカバーできるよう計画してください。  
なお、参加者が少ない場合は、支援額は 7 万円までとなります。
- Q 5 :** 申請した事業内容が実行できなくなりました。どうすればよいですか？
- A 5 :** すぐにその旨を書面にてご連絡ください。
- Q 6 :** 実施期間の長い事業のため、指導者への支払いが高額になり、支払いが心配です。事業途中でも支援金をいただけますか？
- A 6 :** はい、大丈夫です。実績分の収支報告書と領収書コピーを提出していただければ翌月 20 日にお支払いします。残りの分についても同様です。
- Q 7 :** 事業申請は内容が決定次第、その都度、提出してもよいですか？
- A 7 :** はい、大丈夫ですが、なるべく決定しているか予定している同一の事業をまとめていただくと助かります。
- Q 8 :** 競技会系のイベントにスローエアロビックのデモを計画したいと思います。会場費や音響施設の経費は支援対象ですか？

**A 8**：対象外です。対象となるのは指導者とデモンストレーターの謝金だけです。

**Q 9**：スローエアロビックをオリジナルで作成し、ご当地プログラムとして普及したいと思います。  
制作費は支援金の対象となりますか？

**A 9**：その他の事業となります。支出項目が明確に分かるように事業申請を行ってください。申請時に詳細をご相談させていただきます。

**Q 10**：研修・講習の講師交通費で、車を利用する場合の交通費計算はどのようにしたらいいのでしょうか？

**A 10**：車のガソリン代、高速代、タクシーは対象外です。原則として交通費の対象は自宅最寄駅から会場最寄駅の公共交通機関（バス、鉄道等）だけです。

**Q 11**：保険の加入は、どのようにしたらいいでしょうか。

**A 11**：講習会、研修会は JAF が加入します。派遣型の教室、サロン、体験指導等の事業の場合は原則として派遣先（施設等）の保険を適用するか、県連盟で保険加入を行ってください。